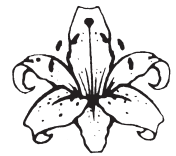


# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成22年2月26日(金曜日)

定期第2153号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ	神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(警察・交通規制課)	134
○告示		○公告	
軽油引取税に係る特約業者の指定取消し(税務課)	131	特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO協働推進課)	135
神奈川県地球温暖化対策推進条例第57条第2項の規定による市町村条例の認定及び市町村条例に規定する事項に該当する神奈川県地球温暖化対策推進条例の条の規定の指定(2件)(環境計画課)	131	特定非営利活動法人の定款の変更認証申請(NPO協働推進課)	135
土地収用法による事業の認定(用地課)	132	大規模小売店舗の新設の届出の概要(商業観光流通課)	136
道路の区域変更(道路管理課)	133	大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見及び意見を有する者から提出された意見の概要(2件)(商業観光流通課)	136
道路の供用開始(道路管理課)	133	都市計画公聴会規則による公聴会の開催(3件)(都市計画課)	137
道路法による自動車専用道路の指定(道路管理課)	133	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	138
車両制限令第3条第1項第3号の規定による道路の指定(道路管理課)	133	公共測量の実施通知(2件)(建設業課)	138
青少年保護育成条例による有害興行の指定(青少年課)	134	○入札公告	
○選挙管理委員会告示		落札者等の公告(会計・指導課)	138
公職選挙法施行令による施設の指定	134	○正誤	140
公職選挙法施行令による施設の指定取消し	134		
○公安委員会規則			

特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告以外の入札公告は、各発注機関において掲示し、併せて、かながわ電子入札共同システム(URL <http://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp>)の入札情報サービスシステムに掲載します。なお、特定調達契約、土地の売払いの契約等に係る入札公告は、県公報に掲載します。

## 告 示

### 神奈川県告示第70号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

氏 名 (法人にあっては、名称 及び代表者の氏名)	主たる事務所又は 事業所の所在地	指 定 の 取 消 し の 年 月 日
芝川商事株式会社 代表取締役 後藤 洋	川崎市川崎区境町 9-13	平成21年10月20日

### 神奈川県告示第71号

神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)第57条第2項の規定により、横浜市生活環境の保全等に関する条例(平成14年横浜市条例第58号。以下「市条例」という。)は、その内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとし、市条例に規定する事項に該当するものとして県条例の条の規定を次のとおり指定し、平成22年4月1日から施行する。

県条例第11条、第14条から第17条まで、第19条から第23条まで、

第25条から第29条まで及び第31条の規定

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

### 神奈川県告示第72号

神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)第57条第2項の規定により、次に掲げる川崎市の条例(以下「市条例」という。)は、その内容が県条例の趣旨に即したものであり、かつ、県条例と同等以上の効果が期待できるものと認めることとし、市条例に規定する事項に該当するものとして、次の各号に掲げる市条例の区分に応じ当該各号に定める県条例の条の規定を指定し、平成22年4月1日から施行する。

(1) 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成11年川崎市条例第50号)

県条例第19条から第23条まで、第25条から第29条まで及び第31条の規定

(2) 川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例(平成21年川崎市条例第52号)

県条例第11条、第14条から第17条まで及び第34条から第39条までの規定

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

### 神奈川県告示第73号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

#### 1 起業者の名称

相模原市

#### 2 事業の種類

相模原市立新磯出張所・公民館駐車場拡張整備事業

#### 3 起業地

##### (1) 収用の部分

神奈川県相模原市磯部字下耕地地内

##### (2) 使用の部分

なし

#### 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法(以下「法」という。)第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

##### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、神奈川県相模原市磯部字下耕地地内の605.1㎡の土地を起業地とする「相模原市立新磯出張所・公民館駐車場拡張整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、地方公共団体である相模原市(以下「起業者」という。)が、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第155条第1項の規定に基づく出張所及び社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第21条第1項の規定に基づく公民館の駐車場を拡張整備する事業であり、土地収用法第3条第22号及び第31号に該当する事業に関する事業である。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

##### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

地方公共団体である起業者は、地方自治法第155条第1項の規定に基づき相模原市立新磯出張所を、社会教育法第21条第1項の規定に基づき相模原市立新磯公民館を設置する権能を有する。

また、起業者は、「新世紀さがみはらプラン 相模原市21世紀総合計画 後期実施計画(平成19年度～22年度)」において、基本方針「生涯学習の機会及び内容の充実、学習活動の支援、生涯学習関連施設の整備」の事業内容として相模原市立新磯出張所・公民館(以下「新磯公民館等」という。)の大規模改修を掲げ、平成20年度には、狭隘化及び老朽化した施設の現状を解消するため、新磯公民館等の増築及び改修を実施している。

しかし、当該増築及び改修後に駐車場が不足することから、起業者は、本件事業の実施を決定した上でその財源措置をしており、起業者は本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足する

と判断される。

##### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

###### ア 得られる公共の利益

新磯公民館等は、市役所出張所として、地域住民の行政需要に対するサービスを提供している施設である。また、公民館としては、生涯学習の機会の充実を図るための施設であるとともに、起業者が行う様々な行事等にも使用されている。

他方、新磯公民館等の所在する新磯地域は、市の中心部にある市役所本庁舎から南へ約7kmの位置にあるが、周辺の地勢や道路事情から、新磯公民館等への来館者は自動車を利用することが多い状況となっている。

そのため、これまで新磯公民館等の駐車場としては、新磯公民館等の敷地内に7台分、近接する新磯小学校の敷地内に7台分及び新磯公民館等の西側農用地を借地した臨時駐車場が21台分と、合計で35台分が確保されてきた。

しかし、このうち臨時駐車場については、農用地保全の観点から使用期限が平成22年4月末までとされているところであり、期限到来後は農地に復旧する必要があるため、駐車台数が21台分不足することとなる。このことにより、施設の利便性が低下し、施設機能の多様な活用が妨げられることから、必要な駐車台数の確保が急務となっている。

本件事業は、新磯公民館等の隣接する起業地に、不足分の駐車場を整備することで、施設の利便性の向上を図り、地域住民へのサービス向上及び生涯学習の充実に寄与するものであると認められる。

また、来館者の周辺道路への違法駐車等により、歩行者等の安全性が損なわれる恐れがあることから、十分な駐車台数の確保が必要なものと認められる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

###### イ 失われる利益

起業地内に起業者が保護のため特別の措置を講ずるべき埋蔵文化財及び希少動植物の存在は確認されていない。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

###### ウ 事業計画の合理性

本件申請にあたっては、新磯公民館等の利用状況並びに起業地からの距離、道路事情及び面積等についても、一定程度本件事業に適していると考えられる他の2箇所を選定した上で、総合的な比較検討を行い、道路事情等を勘案し利便性が高いことや周辺環境への影響がより小さいこと等の理由により本件起業地が選定されており、その選択は適切なものと認められる。

よって、本件事業の事業計画は合理的なものであると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄

与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

新磯公民館等では、平成22年5月以降、駐車台数が21台分確実に減少するため、利用者の利便性を考慮すると、現時点において早急な対策が求められており、早期に本事業を施行する必要があると認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の合理性

起業者は、新磯公民館等において大規模なイベントを開催する際等には、臨時に近隣小学校校庭等を利用することとし、本事業においては、日常的に必要となる21台分の駐車場のみを整備することとしている。

さらに、本事業に係る起業地の範囲は、新磯公民館等の利用状況等から日常的に必要と認められる駐車台数を確保し、敷地の形状等を考慮した上で必要となる通路等を配置するものであり、事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、本事業で拡張整備する駐車場は一時的な使用に供するものではなく、新磯公民館等のため継続的な用に供するものであることから、収用と使用の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
相模原市役所生涯学習課

神奈川県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、神奈川県県土整備部道路管理課及び神奈川県津久井土木事務所において、平成22年2月26日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 道路の種類

一般国道

2 路線名

413号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	敷地の延長
相模原市津久井町青根字東野1,461番3から	旧	5.3メートルから	690メートル
同 原1,146番3まで		24.8メートルまで	

同	新	同	同
		14.0メートルから 29.0メートルまで	527メートル

神奈川県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、神奈川県県土整備部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、平成22年2月26日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 道路の種類及び路線名

県道藤沢厚木

2 供用開始の区間

海老名市中新田字三番河原3,290番11から

同

3,290番202まで

3 供用開始の日

平成22年2月27日

神奈川県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定する。

その関係図面は、神奈川県県土整備部道路管理課及び神奈川県厚木土木事務所において、平成22年2月26日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 道路の種類

県道

2 路線名

藤沢厚木

3 指定する道路の部分

(1) 区間

海老名市中新田字三番河原3,290番11から

同

3,290番202まで

(2) 延長

174メートル

4 指定する期日

平成22年2月27日

神奈川県告示第77号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定

に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を1及び2のとおり指定し、併せて、同令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を3のとおり定める。

平成22年 2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 路線名及び道路の区間

路線名	区 間
県道横浜伊勢原	伊勢原市下糟屋字塚田1,576番から 同 字上北ノ根2,031番1まで
県道相模原大磯	愛甲郡愛川町中津字大塚前1,547番2地先から 同 字北原62番2まで

2 指定する期日

平成22年 4月 1日

3 通行方法

(1) 走行位置

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

神奈川県告示第78号

神奈川県青少年保護育成条例(昭和30年神奈川県条例第1号)第6条第1項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある興行の内容を次のとおり指定する。

平成22年 2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

興行の種類	題 名	製作会社
	二つのゼロ	旦々舎
	ある愛の終わりに	野上組
	喪失(妹)告白 恥じらいの震え	吉行組
	ニューハーフ・エクスタシー	サトウシキ組
	秘書監禁 なぶられた巨乳(改題)	旦々舎

映 画	密室の美女 責める	浜野組
	色情新妻いじめ(改題)	深町組
	八神康子 熱い湿地帯(改題)	渡辺(護)組
	新婚OL いたづらな桃尻	小川組
	男ざかり	小林組
	色情痴女 密室の手ほどき	浜野組
	触らせる女 恥淫のドレス(改題)	友松組
	丸見えやり抜き温泉	関根組
	AV秘話 生肌狩り	新田組

選挙管理委員会告示

神奈川県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

平成22年 2月26日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 斎藤達也

名 称	所 在 地
特別養護老人ホーム第二座間苑	座間市新田宿623

神奈川県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項の規定による次の施設の指定を取り消した。

平成22年 2月26日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 斎藤達也

名 称	所 在 地
磯子中央・脳神経外科病院	横浜市磯子区森1-16の26

公安委員会規則

神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2月26日

神奈川県公安委員会

委員長 小塚良雄

神奈川県公安委員会規則第1号

神奈川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

神奈川県道路交通法施行細則(昭和44年神奈川県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。



別表第1の3の2の項の次に次のように加える。

2の2 同	厚木市岡田3丁目373番1から 海老名市中新田字一番河原3,288番38まで
-------	---

附 則

この規則は、平成22年2月27日から施行する。

公 告

次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第2項の規定により公告します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年2月15日	特定非営利活動法人 I T T O 協会	石川 竹一	横浜市西区みなとみらい一丁目1番1号 パシフィコ横浜 横浜国際協力センター 5階 I T T O	この法人は、熱帯林に対して、熱帯原生林保全に関する事業を行い、温暖化の防止と生物多様性の維持等の環境問題の解決に寄与することを目的とする。
平成22年2月15日	特定非営利活動法人 夢座さいわい	鉢金日出男	川崎市幸区南幸町3丁目24番地14	この法人は、ペットボトルを利用した万華鏡作りを通じて、市民に対し文化、芸術の振興を図るとともに、障がい者に対して自立の支援をすることで福祉の増進に寄与することを目的とする。
平成22年2月16日	特定非営利活動法人 D o 日本	横道 千秋	横浜市港北区鳥山町907番地	この法人は、海外からの短期留学生に対する日本語研修ならびに日本文化体験を行うためのプログラムの企画、運営事業等、留学生と日本人との国際交流の場の提供による日本理解、友好の懸け橋となるようなプログラムの遂行、及び日本語研修を担当する日本語教師の指導、養成に関する事業を実施することにより、国際協力及び世界平和に寄与することを目的とする。
平成22年2月18日	特定非営利活動法人 日本スマートライフ協会	佐々 和亮	横浜市港北区高田東三丁目9番16号	本法人は、日本国民を対象として、公的制度や法律制度、とりわけ任意後見制度及び信託制度を活用することにより、人々が人生を見誤らないよう相談を受け、さらには制度の実施・実現によって有意義で価値ある紳士・淑女の誠意ある生き方（以下「スマートライフ」という。）を過ごせるよう指導し、もって、人々が安心して暮らせる社会の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更認証申請がありましたので、特定非営利活動促進法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成22年2月17日	特定非営利活動法人 WE21 ジャパン 厚木	小川 秀代	厚木市中町3丁目18番5号	この法人は、地球環境を保全するため、神奈川県厚木市を中心に資源のリユース・リサイクルを推進するとともに、アジア等における環境破壊、抑圧、性差別、戦禍、飢餓、貧困などにより生存生活の困難にさらされている人々に対して、生活及び自主的活動に関する物的・技術的支援と助成を行うことで、アジア各地域の人々の生活の向上と自立に寄与するとともに、地域市民の環境、人権、平和、協力等に関する国際的な意識の自覚を図ることを目的とする。
平成22年2月17日	特定非営利活動法人 M C L 社会教育研究所	小林美穂子	相模原市東大沼4丁目14番12号 グリーンハイツ101	この法人は社会教育活動を研究し、社会経験豊富な退職者の能力を生かして地域の教育関係者や指導者、若者の支えとなる助言協力活動、講習や講演活動、実務指導、社会生活環境の健全化のための就労支援活動（特に高齢者のための軽微な就職推進活動を支援）、学術文化芸術またはスポーツの振興を図る活動、環境の保全を図る活動等を行ない、健全な地域社会教育の一

助になることを目的とする。

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により大規模小売店舗を設置する者から新設に関する届出がありましたので、次のとおり公告します。

その届出及び添付書類は神奈川県商工労働部商業観光流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター商工労働部商工観光課において、平成22年2月26日から同年6月28日まで縦覧に供します。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見のある方は、平成22年2月26日から同年6月28日までに知事に意見書を提出できます。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

生活協同組合コープかながわ

横浜市港北区新横浜 2-5 の11

代表理事 木下 長義

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) コープかながわ秦野曾屋店

秦野市曾屋字浄屋687の31ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合コープかながわ

横浜市港北区新横浜 2-5 の11

代表理事 木下 長義

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成22年9月16日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,659㎡

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとお

計81台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置については、届出書に添付された図面のとお

計61台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置については、届出書に添付された図面のとお

84㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置については、届出書に添付された図面のとお

45㎡

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

入口 1箇所

出口 1箇所

位置については、届出書に添付された図面のとお

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

8 届出年月日

平成22年1月15日

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により伊勢原市から聴取した意見及び同条第2項の規定により意見を有する者から述べられた意見の概要について、次のとおり公告します。

この意見書は神奈川県商工労働部商業観光流通課及び神奈川県湘南地域県政総合センター商工労働部商工観光課において、平成22年2月26日から同年3月26日まで縦覧に供します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

石井ビル

伊勢原市石田722の1ほか

2 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による変更の届出

平成21年8月21日

3 伊勢原市から聴取した意見の概要

意見なし

4 意見を有する者から述べられた意見の概要

意見なし

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定により相模原市から聴取した意見及び同条第2項の規定により意見を有する者から述べられた意見の概要について、次のとおり公告します。

この意見書は神奈川県商工労働部商業観光流通課及び神奈川県県央地域県政総合センター商工労働部商工観光課において、平成22年2月26日から同年3月26日まで縦覧に供します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ミウヰ橋本

相模原市橋本3-9

2 意見の対象となった届出及び届出日

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更の届出  
平成21年10月6日

3 相模原市から聴取した意見の概要

意見なし

4 意見を有する者から述べられた意見の概要

意見なし

都市計画公聴会規則第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

平成22年 2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称

横須賀都市計画道路 3・6・18号湘南国際村山科台線

2 作成しようとする都市計画の案に係る土地の区域

(1) 追加する部分

横須賀市湘南国際村 1丁目、湘南国際村 2丁目、湘南国際村 3丁目、芦名 3丁目、長坂 5丁目、太田和 5丁目及び山科台地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年 5月11日(火)午後 7時から午後 9時まで

(2) 場所

横須賀市長坂 1-2 の 2  
横須賀市西行政センター

4 都市計画公聴会規則第6条に規定する書面の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 3月23日(火)

(2) 提出先

神奈川県県土整備部都市計画課(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1)又は横須賀市都市部都市計画課(郵便番号238-8550 横須賀市小川町11)

5 その他

関係図書は、平成22年 3月2日から同月23日までの間、神奈川県県土整備部都市計画課及び横須賀市都市部都市計画課において閲覧することができます。

都市計画公聴会規則第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

平成22年 2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称

葉山都市計画道路 3・4・1号上山口下山口線

2 作成しようとする都市計画の案に係る土地の区域

(1) 追加する部分

三浦郡葉山町上山口字唐木作、字新沢、字正吟及び字間門並びに下山口字星山地内

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

なし

3 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年 5月12日(水)午後 7時から午後 9時まで

(2) 場所

三浦郡葉山町堀内2, 135  
葉山町役場

4 都市計画公聴会規則第6条に規定する書面の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 3月23日(火)

(2) 提出先

神奈川県県土整備部都市計画課(郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1)又は葉山町都市経済部都市計画課(郵便番号240-0192 三浦郡葉山町堀内2, 135)

5 その他

関係図書は、平成22年 3月2日から同月23日までの間、神奈川県県土整備部都市計画課及び葉山町都市経済部都市計画課において閲覧することができます。

都市計画公聴会規則第2条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催します。

平成22年 2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1 作成しようとする都市計画の案の種類及び名称

小田原都市計画、秦野都市計画、南足柄都市計画、二宮都市計画、大井都市計画、松田都市計画、山北都市計画、開成都市計画及び箱根都市計画下水道酒匂川流域下水道

2 作成しようとする都市計画の案に係る土地の区域

(1) 追加する部分

なし

(2) 削除する部分

なし

(3) 変更する部分

小田原市久野字川端、字下馬道上、字石田田羅及び字下馬下地内

3 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成22年 4月22日(木)午後 6時30分から午後 8時30分まで

(2) 場所

西湘地域県政総合センター 2階 2 E会議室  
小田原市荻窪350の1(小田原合同庁舎内)

4 都市計画公聴会規則第6条に規定する書面の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年 3月23日(火)

(2) 提出先

郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県県土整備部都市計画課

郵便番号250-8555 小田原市荻窪300 小田原市都市部都市計画課

郵便番号257-8501 秦野市桜町一丁目3-2 秦野市都市部都市計画課

郵便番号250-0192 南足柄市関本440 南足柄市都市整備部都市計画課

郵便番号259-0196 中郡二宮町二宮961 二宮町都市経済部都市整備課

郵便番号259-0197 足柄上郡中井町比奈窪56 中井町まち整備課

郵便番号258-8501 足柄上郡大井町金子1,995 大井町都市整備課

郵便番号258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2,037 松田町建設課

郵便番号258-0195 足柄上郡山北町山北1,301の4 山北町都市整備課

郵便番号258-8502 足柄上郡開成町延沢773 開成町まちづくり部街づくり推進課

郵便番号250-0398 足柄下郡箱根町湯本256 箱根町環境整備部都市整備課

5 その他

関係図書は、平成22年3月2日から同月23日までの間、神奈川県県土整備部都市計画課及び関係市町の都市計画主管課において閲覧することができます。

都市計画法第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

1

開発区域に含まれる地域の名称	逗子市新宿5-819の1の一部ほか2筆の各一部
開発区域の面積	295.45平方メートル
開発許可を受けた者の住所	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-26の5
開発許可を受けた者の氏名	株式会社アイ・ディ・アイランドプラン 代表取締役 出井 嘉治
開発許可年月日及び許可番号	平成20年12月1日 須土第610029号

2

開発区域に含まれる地域の名称	南足柄市中沼字向山831の1ほか3筆
開発区域の面積	2,287.73平方メートル
開発許可を受けた者の住所	南足柄市中沼832
開発許可を受けた者の氏名	社会福祉法人足柄緑の会 理事長 林 淳
開発許可年月日及び許可番号	平成21年2月6日 松土第610046号

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省関東地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 測量の種類  
公共測量（航空レーザ測量 681平方キロメートル）
- 2 測量の地域  
相模原市の一部地域、秦野市の一部地域、厚木市の一部地域、伊勢原市の一部地域、足柄上郡松田町の一部地域及び山北町の一部地域並びに愛甲郡愛川町の一部地域及び清川村の全域
- 3 測量の期間  
平成22年2月18日から同年3月26日まで

測量法第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、藤沢市長から次のとおり公共測量を実施する旨通知がありました。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

- 1 測量の種類  
公共測量（空中写真撮影）
- 2 測量の地域  
藤沢市全域
- 3 測量の期間  
平成22年2月5日から同年3月19日まで

入 札 公 告

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告します。

平成22年2月26日

神奈川県知事 松 沢 成 文

<掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日（随意契約の場合は契約日）(4)落札者（随意契約の場合は契約者）の氏名及び住所 (5)落札金額（随意契約の場合は契約金額）(6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

1

- (1) 物件番号1 パソコンほか（鶴見高校ほか8校）一式
- 物件番号2 パソコンほか（霧が丘高校ほか7校）一式
- 物件番号3 パソコンほか（希望が丘高校ほか8校）一式
- 物件番号4 パソコンほか（横浜平沼高校ほか6校）一式
- 物件番号5 パソコンほか（横浜清陵総合高校ほか6校）一式
- 物件番号6 パソコンほか（横浜緑ヶ丘高校ほか6校）一式
- 物件番号7 パソコンほか（川崎高校ほか4校）一式



物件番号8 パソコンほか(川崎北高校ほか8校)一式  
 物件番号9 パソコンほか(横須賀高校ほか11校)一式  
 物件番号10 パソコンほか(鎌倉高校ほか9校)一式  
 物件番号11 パソコンほか(茅ヶ崎高校ほか4校)一式  
 物件番号12 パソコンほか(平塚江南高校ほか7校)一式  
 物件番号13 パソコンほか(秦野高校ほか4校)一式  
 物件番号14 パソコンほか(小田原高校ほか8校)一式  
 物件番号15 パソコンほか(厚木高校ほか9校)一式  
 物件番号16 パソコンほか(大和高校ほか8校)一式  
 物件番号17 パソコンほか(神奈川総合産業高校ほか6校)一式

物件番号18 パソコンほか(上溝高校ほか7校)一式

(2) 神奈川県会計局指導課 横浜市中区日本大通1

(3) 平成22年1月18日

(4) 物件番号1 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号2 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号3 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号4 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号5 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号6 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号7 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号8 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号9 有隣堂ソリューションズ㈱ 横浜市戸塚区品濃町881の16

物件番号10 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号11 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号12 有隣堂ソリューションズ㈱ 横浜市戸塚区品濃町881の16

物件番号13 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号14 ㈱大塚商会 横浜市新奈川区金港町1の4

物件番号15 ㈱サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13の7

物件番号16 ㈱サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13の7

物件番号17 ㈱サンワブロードビジネス 横浜市港南区上大岡西2-13の7

物件番号18 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

(5) 物件番号1 38,556,000円

物件番号2 52,185,000円

物件番号3 41,800,500円

物件番号4 31,353,000円

物件番号5 24,538,500円

物件番号6 31,353,000円

物件番号7 27,688,500円

物件番号8 48,615,000円

物件番号9 56,269,500円

物件番号10 49,140,000円

物件番号11 28,129,500円

物件番号12 31,647,000円

物件番号13 17,524,500円

物件番号14 41,790,000円

物件番号15 44,573,550円

物件番号16 47,995,500円

物件番号17 27,615,000円

物件番号18 34,839,000円

(6) 一般競争入札

(7) 平成21年11月17日

2

(1) 物件番号19 パソコンほか(鶴見養護学校ほか4校)一式

物件番号20 パソコンほか(横浜南養護学校ほか5校)一式

物件番号21 パソコンほか(武山養護学校ほか4校)一式

物件番号22 パソコンほか(相模原養護学校ほか2校)一式

物件番号23 パソコンほか(平塚ろう学校ほか5校)一式

(2) 神奈川県会計局指導課 横浜市中区日本大通1

(3) 平成22年1月18日

(4) 物件番号19 有隣堂ソリューションズ㈱ 横浜市戸塚区品濃町881の16

物件番号20 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号21 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号22 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号23 有隣堂ソリューションズ㈱ 横浜市戸塚区品濃町881の16

(5) 物件番号19 26,250,000円

物件番号20 29,715,000円

物件番号21 22,785,000円

物件番号22 14,910,000円

物件番号23 25,515,000円

(6) 一般競争入札

(7) 平成21年11月17日

3

(1) 物件番号1 インテリジェントプロジェクトほか(鶴見高校ほか30校)一式

物件番号2 インテリジェントプロジェクトほか(横浜平沼高校ほか29校)一式

物件番号3 インテリジェントプロジェクトほか(横須賀高校ほか26校)一式

物件番号4 インテリジェントプロジェクトほか(相原高校ほか33校)一式

物件番号5 インテリジェントプロジェクトほか(平塚江南高校ほか21校)一式

(2) 神奈川県会計局指導課 横浜市中区日本大通1

(3) 平成22年1月18日

(4) 物件番号1 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号2 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号3 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号4 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

物件番号5 ㈱有隣堂 横浜市中区伊勢佐木町1-4の1

(5) 物件番号1 14,647,500円

物件番号2 14,175,000円

物件番号3 12,757,500円

- 物件番号 4 16,065,000円
- 物件番号 5 10,395,000円
- (6) 一般競争入札
- (7) 平成21年11月17日
- 4
- (1) 物件番号 1 ネットワーク機器 (鶴見養護学校ほか4校) 一式
- 物件番号 2 ネットワーク機器 (横浜南養護学校ほか4校) 一式
- 物件番号 3 ネットワーク機器 (武山養護学校ほか3校) 一式
- 物件番号 4 ネットワーク機器 (相模原養護学校ほか2校) 一式
- 物件番号 5 ネットワーク機器 (平塚盲学校ほか6校) 一式
- (2) 神奈川県会計局指導課 横浜市中区日本大通 1
- (3) 平成22年 1月18日
- (4) 物件番号 1 富士ゼロックス神奈川(株) 横浜市区西区みなとみらい2-3の3 クイーンズタワーB14F
- 物件番号 2 富士ゼロックス神奈川(株) 横浜市区西区みなとみらい2-3の3 クイーンズタワーB14F
- 物件番号 3 富士ゼロックス神奈川(株) 横浜市区西区みなとみらい2-3の3 クイーンズタワーB14F
- 物件番号 4 富士ゼロックス神奈川(株) 横浜市区西区みなとみらい2-3の3 クイーンズタワーB14F
- 物件番号 5 富士ゼロックス神奈川(株) 横浜市区西区みなとみらい2-3の3 クイーンズタワーB14F
- (5) 物件番号 1 2,425,464円
- 物件番号 2 2,774,050円
- 物件番号 3 2,005,285円
- 物件番号 4 1,418,006円
- 物件番号 5 3,431,710円
- (6) 一般競争入札
- (7) 平成21年11月17日
- 5
- (1) 物件番号 1 薄型テレビほか (岸根高校ほか35校) 一式
- 物件番号 2 薄型テレビほか (旭高校ほか35校) 一式
- 物件番号 3 薄型テレビほか (大楠高校ほか32校) 一式
- 物件番号 4 薄型テレビほか (厚木東高校ほか39校) 一式
- 物件番号 5 薄型テレビほか (高浜高校ほか29校) 一式
- (2) 神奈川県会計局指導課 横浜市中区日本大通 1
- (3) 平成22年 1月18日
- (4) 物件番号 1 日興通信(株) 横浜市区神奈川区鶴屋町3-30の5 タクエー横浜西口ビル
- 物件番号 2 やまと家電(株) 大和市中央3-9の28
- 物件番号 3 (株)ヤマダ電機 横浜市区新山下1-17の39
- 物件番号 4 日興通信(株) 横浜市区神奈川区鶴屋町3-30の5 タクエー横浜西口ビル
- 物件番号 5 (株)ヤマダ電機 横浜市区新山下1-17の39
- (5) 物件番号 1 8,338,155円
- 物件番号 2 8,498,385円

- 物件番号 3 7,891,065円
- 物件番号 4 9,019,185円
- 物件番号 5 6,715,800円
- (6) 一般競争入札
- (7) 平成21年11月17日

**正 誤**

平成17年 3月29日号外第32号

住宅課

ページ	欄	行 目	誤	正
11	右	上から18	借上公共賃貸	借上公共賃貸住宅